

## 【音楽科】

### 1 音楽科における課題

- 感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと、我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと、生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについては、更なる充実が求められる。

【幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について 平成 28 年 12 月 中央教育審議会（答申）】

### 2 音楽科教育に求められるもの

- 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図ること。
- 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、小学校では、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習、中学校では、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図ること。
- 我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図ること。

【小学校学習指導要領解説 音楽編 中学校学習指導要領解説 音楽編 平成 29 年 7 月 文部科学省】

### 3 学習指導要領の主な改善点について

#### 小学校

- ・ 「知識」に関する指導内容については、「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容が、歌唱、器楽、音楽づくり、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示された。
- ・ 「A表現」の「技能」に関する指導内容については、思いや意図に合った表現などをするために必要となる具体的な内容が、歌唱、器楽、音楽づくりの分野ごとに事項として示された。
- ・ 従前の〔共通事項〕の趣旨を踏まえつつ、アの事項を「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イの事項が「知識」に関する資質・能力として示された。
- ・ 他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにすること」が、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示された。
- ・ これまで第5学年及び第6学年において取り上げる旋律楽器として例示していた和楽器が、第3学年及び第4学年の例示にも新たに位置付けることとされた。【小学校学習指導要領解説 音楽編 平成 29 年 7 月 文部科学省】

#### 中学校

- ・ 「知識」に関する指導内容について、「曲想と音楽の構造との関わり」を理解することなどの具体的な内容が、歌唱、器楽、創作、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示された。
- ・ 「A表現」の「技能」に関する指導内容について、例えば、歌唱分野における「創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能」を身に付けることなどの具体的な内容が、歌唱、器楽、創作の分野ごとに事項として示された。
- ・ 「B鑑賞」に、「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について考えることが事項として示された。
- ・ 従前の〔共通事項〕の趣旨を踏まえつつ、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、事項イが「知識」に関する資質・能力として示された。
- ・ 他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること」が、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示された。
- ・ 歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」が新たに示された。
- ・ 歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」が新たに示された。

【中学校学習指導要領解説 音楽編 平成 29 年 7 月 文部科学省】